

雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正前	修正後	摘要
<p style="text-align: center;">雲南市地域防災計画 (原子力災害対策編)</p> <p style="text-align: center;">令和4年6月改訂</p>  <p style="text-align: center;">島根県 雲南市</p>	<p style="text-align: center;">雲南市地域防災計画 (原子力災害対策編)</p> <p style="text-align: center;">令和5年6月改訂</p>  <p style="text-align: center;">島根県 雲南市</p>	<p>※新旧対照表ページと 素案ページは一致しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針は「原災指針」と略 ・原子力災害対策マニュアルは「原災マニュアル」と略 ・防災基本計画は「防災計画」と略 ・雲南市地域防災計画（風水害等対策編）、同（震災対策編）は「風水害編等」と略

修正前	修正後	摘要
目 次		
別添3-1 防護措置実施のフローの例	別添3-1 防護措置等の実施 フローの例	原災指針の記載を反映
第1章 総則		
第1節 計画の目的	第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	
1～4 (略)	1～4 (略)	
5 計画の用語	5 計画の用語	
(1)、(2) (略)	(1)、(2) (略)	
<p>(3) 施設敷地緊急事態・・・原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の<u>主な</u>防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。</p>	<p>(3) 施設敷地緊急事態・・・原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。</p>	原災指針の記載を反映
<p>(4) 全面緊急事態・・・原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。</p>	<p>(4) 全面緊急事態・・・原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。</p>	
<p>※上記(2)～(4)の区分に該当するかを判断するための緊急時活動レベル(EAL:Emergency Action Level)は、別添1のとおりである。</p>	<p>※上記(2)～(4)の区分に該当するかを判断するための緊急時活動レベル(EAL:Emergency Action Level)は、別添2のとおりである。</p>	記載の適正化
(5) (略)	(5) (略)	
<p>(6) 施設敷地緊急事態要避難者・・・<u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p>①～③ (略)</p>	<p>(6) 施設敷地緊急事態要避難者・・・<u>P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</u></p> <p>①～③ (略)</p>	原災指針の記載を反映
<p>(7) 避難退域時検査及び簡易除染・・・避難住民等に対し、<u>防護措置</u>を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査及び基準値を超えた場合に、検査場所において実施することのできる簡易な_____除染(着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等)のことをいう。</p> <p>※避難は、その実施状況等により「避難」と「一時移転」の2つに分類されるが、以下、本文における避難には一時移転を含む。</p>	<p>(7) 避難退域時検査及び簡易除染・・・避難住民等に対し、<u>除染</u>を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査及び基準値を超えた場合に、検査場所において実施することのできる簡易な<u>方法による除染</u>_____のことをいう。</p> <p>※避難は、その実施状況等により「避難」と「一時移転」の2つに分類されるが、以下、本文における避難には一時移転を含む。</p>	原災指針の改正を反映
第3節 計画の前提	第3節 計画の前提	

修正前			修正後			摘要
	危機管理室			危機管理室		
(株)NTTドコモ 中国支社島根支店	総務企画担当	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 2 災害非常通信の確保 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧	(株)NTTドコモ 中国支社島根支店	総務企画担当	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 2 災害非常通信の確保 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧	
KDDI(株)	中国総支社管理部	1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧	KDDI(株)	中国総支社管理部	<u>(削除)</u>	所要の修正
ソフトバンク(株)			ソフトバンク(株)	総務本部地域総務部九州・中四国総務課		所要の修正
(略)			(略)			
日本通運(株)	松江支店木次営業所	1 陸路による緊急輸送の確保	日本通運(株)	山陰支店松江事務所	1 陸路による緊急輸送の確保	所要の修正
(略)			(略)			
(中略)			(中略)			
原子力災害に対応する医療機関等			原子力災害に対応する医療機関等			
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>基幹高度被ばく医療支援センター</u>	<u>1 特に重篤な被ばく傷病者の診療等の実施</u> <u>2 高度専門的な教育研修等の実施</u> <u>3 特に重篤な被ばく傷病者の診療等に係る研究開発・人材育成</u>		原災指針の改正を反映
高度被ばく医療支援センター	1 重篤な外部被ばく・内部被ばく患者の診療等の実施 2 高度専門的研修の実施 3 専門家の派遣		高度被ばく医療支援センター	1 重篤な被ばく傷病者の診療等の実施 2 専門的な教育研修等の実施 3 (略)		原災指針の改正を反映
原子力災害医療・総合支援センター	1 高線量被ばく患者の救急治療 2 医療機関連携体制の構築 3 原子力災害医療派遣チームの派遣調整		原子力災害医療・総合支援センター	<u>(削除)</u> <u>1 医療機関連携体制の構築</u> <u>2 原子力災害医療派遣チームの派遣調整</u>		記載の適正化 原災指針の改正を反映

修正前	修正後	摘要
<p>(1) 警戒態勢をとるために必要な体制 (中略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 発電所から県に_____第10条の異常時における連絡があったとき</p> <p>③④ (略) (中略)</p> <p>2 災害対策本部体制の整備</p> <p>市は、施設____緊急事態の発生を認知した場合又は施設____緊急事態の発生の通報を受けた場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県及び鳥取県__とともに____原子力災害合同対策協議会[*]を組織するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び中国電力(株)の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。</p> <p>(中略)</p>	<p>(1) 警戒態勢をとるために必要な体制 (中略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 発電所から県に「<u>島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定</u>」(以下「安全協定」という。)第10条の異常時における連絡があったとき</p> <p>③④ (略) (中略)</p> <p>2 災害対策本部体制の整備</p> <p>市は、施設<u>敷地</u>緊急事態の発生を認知した場合又は施設<u>敷地</u>緊急事態の発生の通報を受けた場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県及び鳥取県等とともに<u>オフサイトセンター</u>に原子力災害合同対策協議会[*]を組織するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び中国電力(株)の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。</p> <p>(中略)</p>	<p>県地域防災計画の記載を反映</p> <p>記載の適正化</p> <p>県地域防災計画の記載を反映</p>
<p>第8節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>第8節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p>	

修正前	修正後	摘要
<p>3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿__を作成するものとする。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿__は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>(3) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>避難支援等に携わる関係者は次のとおりとする（以下同じ。）。</p> <p>ア 消防機関（消防本部、消防署、消防団）</p> <p>イ 警察機関（警察本部、警察署）</p> <p>ウ 社会福祉協議会</p> <p>エ 地域自主組織</p> <p>オ 自治会</p> <p>カ 民生委員_____</p> <p>_____</p> <p>キ その他市長が特別に認める者</p> <p>(4) 市は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿__を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿<u>等</u>を作成するものとする。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿<u>等</u>は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>(3) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>避難支援等に携わる関係者は次のとおりとする（以下同じ。）。</p> <p>ア 消防機関（消防本部、消防署、消防団）</p> <p>イ 警察機関（警察本部、警察署）</p> <p>ウ 社会福祉協議会</p> <p>エ 地域自主組織</p> <p>オ 自治会</p> <p>カ 民生委員・<u>児童委員</u></p> <p><u>キ 介護支援専門員</u></p> <p><u>ク 相談支援専門員</u></p> <p><u>ケ</u> その他市長が特別に認める者</p> <p>(4) 市は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿<u>等</u>を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

修正前	修正後	摘要
(5)～(9) (略)	(5)～(9) (略)	
第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	
第10節 緊急輸送活動体制の整備	第10節 緊急輸送活動体制の整備	
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	
第13節 行政機関の業務継続計画の策定	第13節 行政機関の業務継続計画の策定	
第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発等	第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発等	
第15節 防災業務関係者の人材育成	第15節 防災業務関係者の人材育成	
第16節 防災訓練等の実施	第16節 防災訓練等の実施	
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	
第3章 異常時等の対策		
第1節 基本方針	第1節 基本方針	
第2節 環境放射線異常時の対策	第2節 環境放射線異常時の対策	
第3節 発電所異常時の対策	第3節 発電所異常時の対策	
第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策 (1) (略) (2) 警戒事態が発生した場合 ① (中略) また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。さらに、P A Zを含む地方公共団体に対しては、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うよう、U P Z外の地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。	第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策 (1) (略) (2) 警戒事態が発生した場合 ① (中略) また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。さらに、P A Zを含む地方公共団体に対しては、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うよう、U P Z外の地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。	県地域防災計画の記載を反映
第4章 緊急事態応急対策計画		

修正前	修正後	摘要																																				
<p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸(内閣官房)、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部に連絡するものとされている。また、施設敷地緊急事態において必要に応じ</p> <p>_____ P A Zを含む市町村に対し住民の避難準備</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を行うよう、UP Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避_____の準備を行うよう、UP Z外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備_____ (避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>③④ (略)</p>	<p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸(内閣官房)、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部に連絡するものとされている。また、施設敷地緊急事態において<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、</u> P A Zを含む市町村に対しては、<u>施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、</u> UP Zを含む地方公共団体に対しては、<u>屋内退避等の防護措置</u>の準備を行うよう、UP Z外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の<u>避難等の防護措置の準備</u> (避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>③④ (略)</p>	<p>防災計画の修正を反映 所要の修正</p>																																				
<p>第3節 災害対策本部の設置</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等</p> <p>①② (略)</p> <p>災害対策本部の事務分掌表</p> <table border="1" data-bbox="91 1286 965 1476"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長職</th> <th>班名</th> <th>班長職</th> <th>構成課 (室)名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>政策</td> <td>(略)</td> <td>政策班</td> <td>政策推進</td> <td>政策推進課</td> <td>①緊急時広報の総括に</td> </tr> </tbody> </table>	部	部長職	班名	班長職	構成課 (室)名	事務分掌	(略)						政策	(略)	政策班	政策推進	政策推進課	①緊急時広報の総括に	<p>第3節 災害対策本部の設置</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等</p> <p>①② (略)</p> <p>災害対策本部の事務分掌表</p> <table border="1" data-bbox="994 1286 1868 1476"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長職</th> <th>班名</th> <th>班長職</th> <th>構成課 (室)名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>政策</td> <td>(略)</td> <td>政策班</td> <td>政策推進</td> <td>政策推進課</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	部長職	班名	班長職	構成課 (室)名	事務分掌	(略)						政策	(略)	政策班	政策推進	政策推進課	<u>(削除)</u>	<p>組織変更に係る修正</p>
部	部長職	班名	班長職	構成課 (室)名	事務分掌																																	
(略)																																						
政策	(略)	政策班	政策推進	政策推進課	①緊急時広報の総括に																																	
部	部長職	班名	班長職	構成課 (室)名	事務分掌																																	
(略)																																						
政策	(略)	政策班	政策推進	政策推進課	<u>(削除)</u>																																	

修正前						修正後						摘要
企画部			課長		関すること ②被災状況の把握の総括に関すること ③自衛隊の派遣要請及び受入配備計画に関すること ④応援要請、派遣要請、受入準備に関すること ⑤避難所の管理運営に関すること	企画部			課長		①被災状況の把握の総括に関すること ②自衛隊の派遣要請及び受入配備計画に関すること ③応援要請、派遣要請、受入準備に関すること ④避難所の管理運営に関すること	組織変更に係る修正
	(新設)							広報広聴班	広報広聴課長	広報広聴課	①緊急時広報の総括に関すること ②災害時における被害状況・応急対策等の報道機関への発表についての連絡調整に関すること	
	(略)						(略)					
(略)						(略)						組織変更に係る修正
農林振興部	(略)	(略)	農政課長 林業畜産課長 農業委員会事務局長	農政課 林業畜産課 農業委員会事務局	(略)	農林振興部	(略)	(略)	農業総務課長 農業畜産課長 林業振興課長 農業委員会事務局	農業総務課 農業畜産課 林業振興課 農業委員会事務局	(略)	

修正前						修正後						摘要
									長			組織変更に係る修正
(略)						(略)						
建設部	(略)	(略)	建設総務課長 建設工務課長 <u>(新設)</u> (農林振興部農林土木課長)	建設総務課 建設工務課 <u>(新設)</u> (農林振興部農林土木課)	(略)	建設部	(略)	(略)	建設総務課長 建設工務課長 <u>農地整備課長</u> (農林振興部農林土木課長)	建設総務課 建設工務課 <u>農地整備課</u> (農林振興部農林土木課)	(略)	
(略)						(略)						
総合センター	(略)	(略)	自治振興課長 市民福祉課長 <u>(新設)</u>	自治振興課 市民福祉課 <u>(新設)</u>	(略)	総合センター	(略)	(略)	自治振興課長 市民福祉課長 <u>市民サポート課長</u>	自治振興課 市民福祉課 <u>市民サポート課</u>	(略)	組織変更に係る修正
(略)						(略)						
第4節 原子力災害合同対策協議会への出席等						第4節 原子力災害合同対策協議会への出席等						
第5節 応援要請及び職員の派遣要請等						第5節 応援要請及び職員の派遣要請等						
第6節 原子力災害被災者生活支援チームとの連携						第6節 原子力災害被災者生活支援チームとの連携						
第7節 防災業務関係者の安全確保 1～2 (略) 3 防災業務関係者の放射線防護 (1)(2) (略) (3) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、 <u>オフサイトセンター</u>						第7節 防災業務関係者の安全確保 1～2 (略) 3 防災業務関係者の放射線防護 (1)(2) (略) (3) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、 <u>原子力災害合同対策協議</u>						記載の適正化

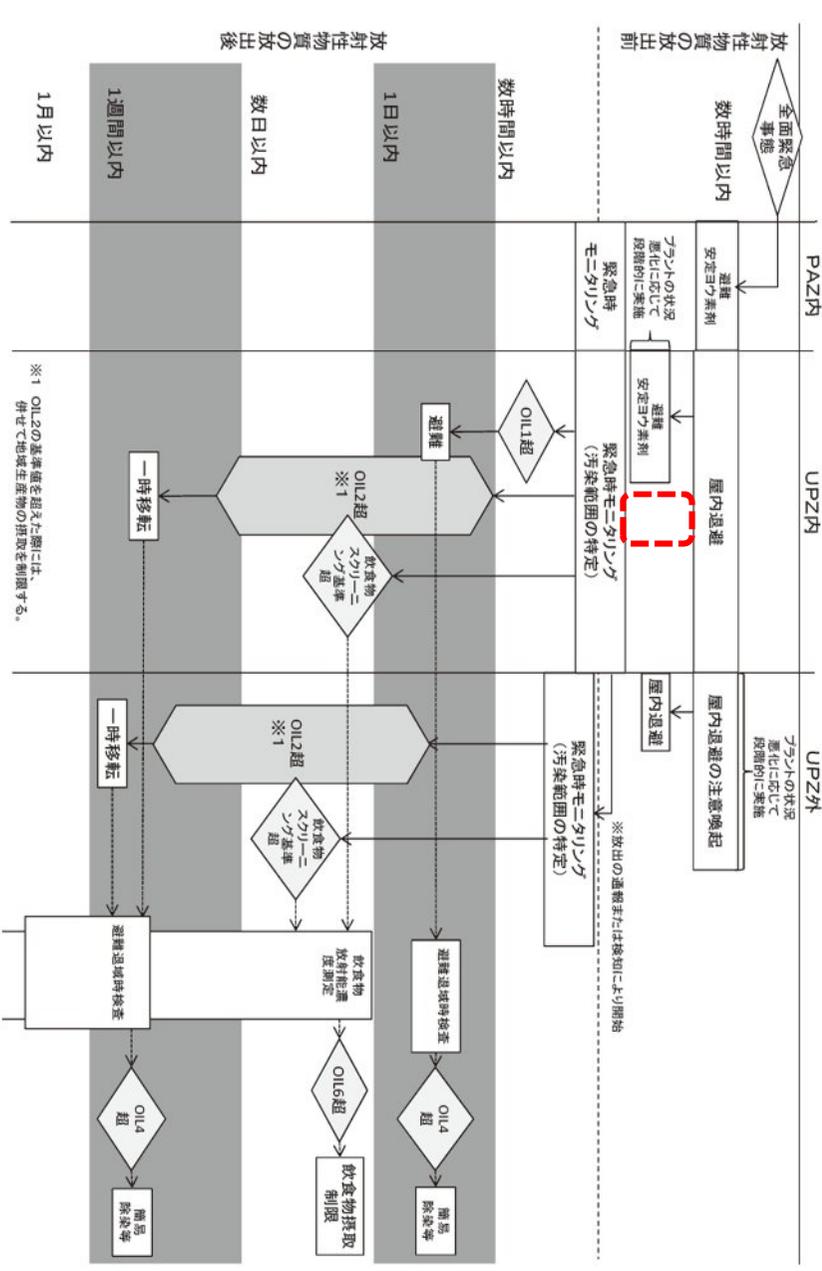
修正前	修正後	摘要
<p>__等において、国、県、発電所及び中国電力㈱と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p><u>会</u>等において、国、県、発電所及び中国電力㈱と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	
<p>第8節 住民等への的確な情報伝達活動</p>	<p>第8節 住民等への的確な情報伝達活動</p>	
<p>第9節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、中国電力㈱等と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等のO I Lに基づき特定された区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第9節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び<u>簡易除染</u>を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、中国電力㈱等と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等のO I Lに基づき特定された区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第10節 治安の確保及び火災の予防</p>	<p>第10節 治安の確保及び火災の予防</p>	
<p>第11節 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p>	<p>第11節 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p>	
<p>第12節 緊急輸送活動</p> <p>(中略)</p> <p>2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>県公安委員会は、現場の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通__監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第12節 緊急輸送活動</p> <p>(中略)</p> <p>2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>県公安委員会は、現場の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通<u>流</u>監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第13節 救助・救急、消火活動に関する応援要請等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県は、自ら必要と認める場合又は市から被ばく患者__の協力機関、拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの</p>	<p>第13節 救助・救急、消火活動に関する応援要請等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県は、自ら必要と認める場合又は市から被ばく<u>傷病者等</u>の協力機関、拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの</p>	<p>記載の適正化</p>

修正前	修正後	摘要
搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。	搬送について要請があった消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。	
第14節 自発的支援の受入れ	第14節 自発的支援の受入れ	
第15節 行政機関の業務継続に係る措置	第15節 行政機関の業務継続に係る措置	
第5章 原子力災害中長期計画		
第1節 基本方針	第1節 基本方針	
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	第2節 緊急事態解除宣言後の対応	
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	第4節 放射性物質による環境汚染への対処	
第5節 各種制限措置の解除	第5節 各種制限措置の解除	
第6節 災害地域住民に係る記録等の作成	第6節 災害地域住民に係る記録等の作成	
第7節 被災者等の生活再建等の支援	第7節 被災者等の生活再建等の支援	
第8節 風評被害等の影響の軽減	第8節 風評被害等の影響の軽減	
第9節 被災中小企業等に対する支援	第9節 被災中小企業等に対する支援	
第10節 心身の健康相談体制の整備	第10節 心身の健康相談体制の整備	

摘要

原災指針の記載を反映

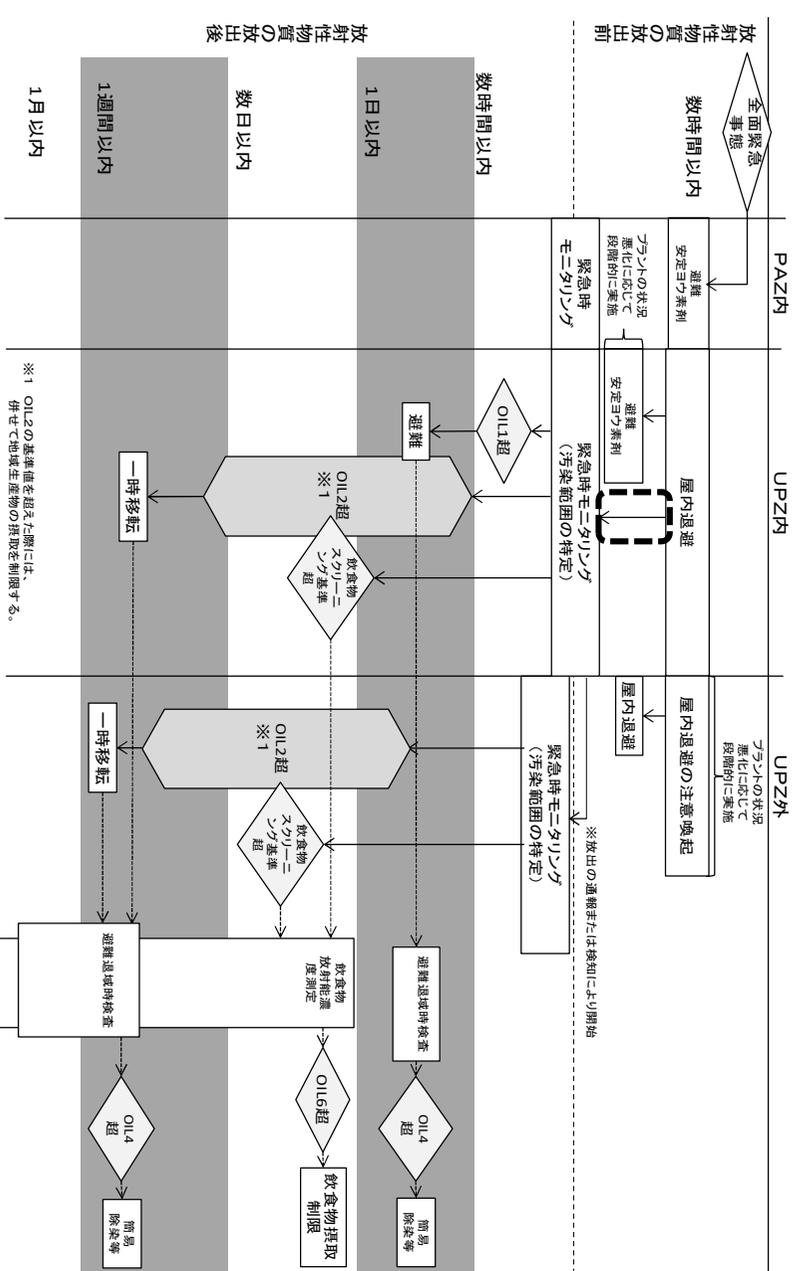
別添 3-1 防護措置等の実施フローの例



修正後

別添資料

別添 3-1 防護措置実施のフローの例



修正前

